

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

## 静岡県条例第60号

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設（法第12条の4第1項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

**第2条** この条例及びこの条例に基づく規則で定める基準（以下「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

(設備及び運営の向上等)

**第3条** 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(基本方針)

**第4条** 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(設備及び運営の基準)

**第5条** 前2条に定めるもののほか、法第12条の4第2項に規定する一時保護施設の設備及び運営の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。